



俗說贅辨上

合冊

和装本

13

954

22



13
954
22
13
954
22

俗說贅辨序

以守屋為逆臣

八耳為聖德伊

尹為割烹孔子

學東

門
195
卷

明治廿年八月六日
久松義興贈

谷兒女貞祥

爲主癰寺俗說
之害人人心可懼
哉辨俗說所以
正人心也世有

俗說辨正續新
三編砭乎昏愚
深矣今又效颦
成是三卷敢贅

于其尾家乏書
 籍援引或出暗
 記恐不免謬誤
 讀者幸訂諸

俗説贅辨一目錄

- 一 日本と倭と云説
- 一 我國を夷と云説
- 一 毛髪と中華と云説
- 一 東安城江洛陽と云説
- 一 徳字と別字と付る説
- 一 徳國江陽の字江付る説

- 一 官位み^{カラ}名^ナと用^リの^ク脱
- 一 矢子^ハ同^ク又^ハ其^ノ言^ヲと勅^ス言^ハと^ル脱
- 一 江戸^ノ氏^ハ武^ノ陵^トと^ル脱
- 一 儒^者刺^髪と^ル脱
- 一 学^ノ名^ハ係^レ衣^ハ幅^巾と^ル脱
- 一 儒^者姓^名紙^紙端^物と^ル脱
- 一 朱^子と用^ル脱

- 一 靈^レ社^イ號^イ命^ミ號^トの^ク脱
- 一 子^キ本^カ賢^カ真^ツ本^キ此^ク脱
- 一 熊^野の^牛玉^血判^の脱
- 一 藝^カ此^上又^ハ社^紙建^ス脱
- 一 忌^日と祭^日又^ハ用^ル脱
- 一 法^律 禁^裏に^書と勅^ス脱
- 一 朱^子玉^匣此^ク脱

一 猿田彦命辨神說

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

倭ノ字
女面ヲ
倭ト云
日本人
ナク女ノ
面相如
シトテ倭
人ト嘲リ
テ支那
人ノ言
山階晃

俗說贅辨一

日本を倭といふ説

世俗日本を稱して倭といふ

今按まろふ北なり日本稱倭辨曰耶麻騰之爲
國號也昉乎神代盛於皇朝有山迹山戸山止之
三義而猶有秘訓填之以日本二字者原於舊俗
比濃茂騰之名而亦有大日靈貴之訓傳其義精
矣若夫倭字西土之所號和字後世之所轉皆非
我之稱而訓之爲耶麻騰亦特隨乎流俗之所馴

親王嘗
テ話ア
リ何ノ
書ニ記
載アルカ
ハ知ラズ
忠順記
ス

習爾非嘉而從之也舍人親王筆日本書紀於神
代卷不用倭字至於人皇紀假用為太和一國之
號以別之全國耳未嘗為天下之號也其辨嚴矣
應神紀大倭木滿致蓋從百濟之所稱也以下外
國所稱倭此孝德紀我大倭及天武紀銀在倭國
偶洩於改削耳孝德二年日本倭根子天皇是
念削倭字而誤存之者其改正手段於此可見其
他外國之稱我者尚多文人詞客奇而用之莫考
其實焉鄙哉或問西土何以名我國以倭也曰本
朝舊說云吾邦人始至西土彼人曰汝國之名稱
如何自指東方答曰謂吾國哉漢人即取吾字之

初訓命之曰倭近世武江人見友元曰倭與矮通
短人也異邦慢我之號二說未知孰是但以後漢
倭奴倭面之號及唐書倭國自惡其名不雅之言
攷之後說恐為是蓋據前說則俯就漢人之訛據
後說則甘受漢人之慢以此為我國之號豈理也
哉中葉以降曰倭歌曰倭訓曰倭琴因循流傳至
不可改是可歎也曰耶麻騰之名創乎神武天
皇蓋天皇定天下到太和國王業始成仍以定
王業之地為國號猶周武王於岐周定王業故國

俗說釋義卷一
號周此說諸家相承已久而貝原損軒亦有言
神武帝之東征也自浪速過於河內將逾於膽駒
山而入于太和其方駐六軍於膽駒山之西也以
其地在乎淀河之內故號其國曰河內以其地在
膽駒山之外故號曰山外蓋對河內而為言也恐
非山迹山止之謂且以在膽駒山之北號其國為
山背此說近於人情切于地界而耶麻騰之為
神武以來之名益分明矣吾子未之聞乎曰耶麻
騰之為天下號尚矣二神之生國也有大日本之

名而伊奘諾尊目以日本浦安國饒速日命呼為
虛空見日本國此皆擅原御宇以前之稱豈得悉
指為後世之追號乎損軒之說誠如子之所稱但
舊事古事及日本紀有山背號而無山外字且
日神都於天安河舊矣故神武紀稱為中州豈以
在一膽駒之東斥為山外哉蓋嘗及覆考之山外
之說恐亦傳會耳譬如釋徒稱大日靈貴為大日
如來雖極切近而非事實也蓋古者稱國之填區
徃徃以同名和泉國有和泉郡河內國有河內郡

其類寔繁何害乎先有大日本國然後其壤區有
一小日本國耶故神代卷曰日本國之三諸山此
可爲正名矣何煩假岐周以爲說哉且山背國亦
以背山而名耳猶河內國在浞河之內日向國之
向日蓋據各國之形勢而名也何必遙主膽駒山
乎夫神聖之創業立政當有緩急本末神武當
時駐六軍於膽駒也會戰神策日不暇給其豈遽
爾制玉趾未加三國之名以張虛勢哉帝王之舉
措恐不如此也損軒拘拘膽駒執而用之不察其

乖於物情之甚豈其千慮之一失歟况說にて尺
也ハ日本とヤハ倭といふ處々々

○我國を夷といふ説

俗者乃儒我日本を東夷といふ

今按ずる小菴なり孔子の春秋よりる一を中國
とせりるこれ政乃そりぬ國を夷杖とありら
ひよりる是る世乃教也我國を内と一人の玉を
とすりと天理乃自然なり俗儒是をありと
心約唐ハ中國其外此ハ夷杖と説よりる

春秋をよむ人ハかくれとくならず亦本國を中國と
一 家室の改化乃るぬらふ波夷と心得べき
是よりして日本紀ハ亦日本を中國と一 韓
をハ夷とも西戎とも西羌とも一 外國の人
よ對して亦使を皇華使といひ我人を王命
たり也して亦玉の事をハ諸蕃といひ一
てりらうて此をいふハ西土之君周成王也
かまのひち海北時ハ日出處天子致書日没處天
子となされり是より春秋乃旨とるをみる

とふべり世儒のこゝろ我國を東夷とるこ
一 在中國と覚えりて一 へをいふを由明投
化かゝるころえハ異自石華よ文永弘安の變
わらふ大義をそり失ひ我國乃弱きを志す
へきとるりて一 危い哉我國の人あつく日本
之化を信じ他人のみよわごむくするなり又
垂加草載宋雍熙元年日本國僧裔然與其徒五
六人浮海而至太宗召見裔然存撫之甚厚上聞
其國主一姓傳繼臣下皆世官因歎息謂宰相曰

此島夷耳乃世祚遐久其臣亦繼襲不絕此蓋古
之道也中國自唐季之亂寓縣分裂梁周五代享
歷尤促大臣世胄鮮能嗣續朕雖德慙往聖常夙
夜寤畏講求治本不敢暇逸建無窮之業垂可久
之範亦以爲子孫之計使大臣之後世襲祿位此
朕之心焉宋史嘉謂太宗謂中國唐季之亂豈惟
唐季哉秦漢已下皆然也推上而極言之則包犧
氏沒神農氏作神農氏沒黃帝堯舜氏作湯武革
命若我國寶祚天壤無窮之神勅萬萬歷歷焉則

六合之間載籍之傳譯說之通所未曾見聞也且
中國之名各國自言則我是中而四外夷也是故
我曰豐葦原中國亦非有我之得私也程子論天
地曰地形有高下無適而不爲中實至極之言也
此の說明かりといふ也

○りろこーを中華といふは
俗方は儒もくろーを中華といふ
今按らるる非之説上より中華といふ中國礼
義に華をほめそいふは夷は對する名に我日本

詠夷の對して中國といひ華夏といふ日本紀及
今も凡そり漢土をさして中華といふ夷を夷
とす乃の誤なり西山日本史を考へて
漢唐宋元明清と國号を稱しあひ交して依
偽れあやまり或はあり千とくはありさる
とすへきうね

○平安城を洛陽といふ説

世佐系を洛陽といひ京へ上洛といふ又京を
長安といひ山城國を雍州といふものあり

今按ずるよ味非なり京を平安城とす一京師
皇都とすへきうねして他号を稱すへきうねす莫大
れくもる也淺見氏稱呼辨曰各分之學不明則
事無體制綱紀隨壞凡所以理國正家制行脩辭
皆苟焉而已矣且若近世諸稱呼訛謬尤多如我
國都自桓武皇帝由南都遷于今山城愛宕郡
命號曰平安城以後歷朝因之未嘗有革則是今
日通行不易之定稱也然世作詞章裁簡牘者率
稱曰洛陽曰長安雖承襲之久全無意義周成王

都河南洛水之北因號曰洛陽猶汾陽河陽之類
特異國一處之地名耳至於長安則亦關西都號
本鄉名而漢高祖取以名咸陽與洛陽相對實有
方地可指豈可以此稱於別都耶况我國乎又山
城の國を雍州といひ播磨の國を蜀といひ歎ハ
兒曹乃戲語といふへー其是非と論ずるもた
秀凡都といふ字夷乃都り〜夷の字と冠
て云へきハ志ハ其ハ他亦ハ殊ずハ僭と云ハ
の即り恐るべき也

○諸國ふ州の字を付る既
世倭日本の國とふ州の字を付くハ必國を山加
といひ和泉と泉州といふ類
今按ずるハ非ハ是上古ハ皆ハ不用すハ中
古西土モロコシの字大ハ流行ハよらば乃ハ西土ハ擬
すハ多ク西土禹貢ハ天下ハ九州ハ云ハ
なハ今クそれをまゝハ詩文ハ和泉字ハ泉州刺
史ナクハ他ハこれト云ハ正ナリトモハ不用
日本紀等の國史ハ在ナクハ用ザラハカ

一、後漢書が元亨釋書より州の字を用
一、よる世の人多し用りてよるを日本國
古く古國古國とや一、土地の小よりなり國郡
鄉村と云つる帝王より乃按なり何れ
西土の擬して州とすべらんや

○茲國の陽の字を付り玩

世俗國にふ陽の字を付攝津國を攝陽播磨國
汝播陽といふ

今按するは非なり稱呼辨曰尤可笑者凡書諸

國號必以陽字帶之如攝津為攝陽播磨為播陽
筑紫為紫陽大坂為坂陽其餘皆然其意以為是
則美稱也殊不知陽本對陰乃山南水北之謂如
華陽岳陽洛陽汾陽之類而若無山水可指標者
則雖大都通津亦不可以陽呼也山北水南謂之
陰亦同

○官位は唐名を用り玩

世俗官位は唐名を用り中納言汝某といふ
諸大夫汝朝散大夫といふ類也

今按ずるも非なり我は官名と古より世々易り
 わりて今乃名も定れり何西土の官と同一
 〇んや其实不同一して強く名を法けあ
 す浮為なり事之源准后の職原抄も唐
 名を用あふ誤まりといふ也一稱呼辨曰以
 唐名稱官名稱國守為諸侯可謂踈妄也
 〇天子乃同よま答を勅答といふ祝
 世俗天子の同よま答を勅答といふ
 今案するも非し天子の臣下の同よ答もあ

勅答といふ國史の中官位上表の時毎發勅答
 不許をいふ事多し天子の同を勅同とい
 ひ臣下のま答を答奏といふ一を以てあや
 まりし之をいふ
 〇江戸を武陵といふ祝
 俗儒江戸を武陵と書する事何ぞ
 と指するも此國を武陵といひ清地を江戸
 とし古より改めたるがゆゑの時武陵と改
 めんや是又例の西土に擬するれ浮為なり

稱呼辨曰近來有居鴨川之東西稱爲河東河西
及江東江西者居堀川東西者亦然大抵其鄉里
宅舍邊才有一水便要_ス以江河表之_レ比擬異國地
名甚可鄙矣江戸を武陵といひて歎_ルるべし
凡そやうの風俗尤のみりるべきなり
穢者如く考へ

○儒者剃髮する況
世俗儒者多く剃髮を

今_レ扱むる非し元禄年中_レ改乃_レ清政有

之といふ其風俗ありたまる所惜なり
垂加草七世儒剃髮辨曰從俗違俗而中者君子
也流焉過焉者小人也子曰君子之於天下也無
適也無莫也義之與比又曰麻冕禮也今也純儉
吾從衆拜下禮也今拜乎上泰也雖違衆吾從下
是乃君子和而不流中立而不倚者也世儒不知
之徒見浮屠祝髮癡坐人上尤而效之而曰泰伯
亦斷髮素夷狄行乎夷狄從俗之中是乃小人之
中庸無忌憚之甚如漢之胡廣呂温唐之柳宗元

者猶不至此也夫泰伯處父子之變全三讓之德
逃而斷髮以泯其迹焉則是聖人體道之大權而
非君子守身之常法也矧春秋傳載子貢之言曰
泰伯端委治周禮仲雍嗣之斷髮豈禮也哉有由
然也據之則泰伯未嘗斷髮也若曰吾學仲雍也
則仲雍身中清廢中權世儒果何道之所中哉所
謂素夷狄行乎夷狄者君子素夷狄而行其道於
夷狄也非行夷狄之道也子欲居九夷或曰陋如
之何子曰君子居之何陋之有此之謂也孟子曰

吾聞用夏變夷者未聞變於夷者也如世儒苟變
於夷又從爲之辭且其曰從俗者無稽之言也何
哉我國自古王公未嘗剃髮中葉以降士民之俗
圓剃頂髮東其餘髮於後而斷其端焉然則世儒
剃髮是其黨之俗而非天下之俗也以此言之其
不惟背孝經之訓亦書所謂亂俗者也

○學者治衣幅巾を要るに

俗方乃學者朱子の處礼を用ふるごとく私よ治衣
幅巾と爲すなりとのあり

今按キト多々小非キチなり 孝徳天皇白雉二年新羅貢シラキ
 調使知萬沙食等著唐國服泊于筑紫朝廷惡怒ニミカド
 移俗訶嘖追還シラキ新羅の人此処生の服と考ると
 人めは禁シラキ一多り况我日本乃人なや罪科
 不シラキ此シラキの

○儒者姓名を節節キリして西土乃人よ似シラキる況
 俗方此學若多キリく姓名と節節して此土の人よ似す
 今按キトすり小非なり此中昔よりあること文屋
 康秀を文琳といひ菅家キリを菅三といひ三善清

行を三耀キリといふを字といふもろくの字と
 又異キリなり又高原葛野を賀能カノといひ
 大江匡房を萬歳マンサイといふを反名といふ若も
 土人の名を擬ナニ一りもあつたりを世いふくは風
 流りして主君と父兄と知りまらぬ姓名を付く
 みる人多く歎ナニず

○朱平を用ひ況

世俗の學者詩文を仰り朱平と押す
 天子の御印よりか

又人此姓をよふ山崎愛宕郡小野神社又我
 津社等の類其數多し延喜式津名帳に載す
 る津社乃名大じのくれぐれ又民俗自然に
 よひたりしるあり富士此藤兄の社其の社
 の類なり中古佳號を撰ぶて勅許あり
 たりあり故書に崇道盡敬天皇と云ひ山野に
 天満天神と云ひ千劍楠の社南本津社と云
 ひ及び豊國大明神東照大權現亦の類あり
 是ハたまふふありと云ふ代津乃先を靈

社号ありと秋原兼從卿を津海靈社と云ハ
 後水尾帝さへり津崇敬ありこれハ勅許
 して有りたる今津中を土津と云ハ山崎氏を
 垂加と云ハ吉田兼敬卿其津體と封じあり
 ことなれハかくトト恐也ありしこの外あり
 津乃を學びしりし私に佳号と云ふひ生ま
 ぐ津号を名けりしと儲妾の甚きあるがや
 女此この風よくとやと云ふまこの所人如
 女ふ七葉此幼男女の天一一らる靈社号

とほけ社とつらるるあり。濫淫のたまはば
 一き是非を論むるふたも又別の命其の
 命と命号を許す非た若あて是は華僧
 金ととりて日号とゆふす故智も教もと
 家即此人非たをまじぶら大本をうへ
 いふととばぐへきすたもくまふ人とい
 へん又やうに浮為根雜なる風俗をい
 め行あはれ此意も誅まなけきまふあま
 何事ともなり

○千木堅魚木乃祝

世俗此社の子木堅魚木と云ふことあり
 今案するに非なりあ木堅魚木ハ草葺
 ある物なれども内におまよひ
 古事記雄略天皇紀曰天皇自日下之直越道幸
 行河内余登山望國內者有上堅魚作舎屋之
 家天皇令問其家云其上堅魚作舎者誰家答曰
 志幾之大縣主家今天皇詔者奴乎已家似天皇
 之御舎而造即遣人令燒其家これを足色ハ古ハ

天子の宮殿ありてハ望魚はわけぬと云ふなり
 今五物家乃清家小池先社の社ありて子孫承
 重本と云ふり大臣のて用り此家の大
 臣なれども此地社も亦望魚なりと云ふ
 りと云ふり早々れともや油ゆゆ友也是也先
 社の社ありて本望魚なりと云ふ今亦望魚
 と凡人此望社も往て亦本望魚と云ふと云
 又備妾の甚き也

〇熊地の牛王血判乃説

世俗の哲言ありて熊地の牛王は血判をかり
 と案するふ非なり牛王ハ熊地の社より出ず
 若かり血をひてけぐと云ふは非礼なり熊
 地の社をいふこれをいふはむと云ふといつれは
 さぞや世のなると云ふなりぬきくへうと云ふ心
 あらん人の抄あすはきり
 〇墓乃上は社を建系統
 世俗墓乃上は社を建る事あり
 と案するは非と云ふは玆に椀と椀尊ハ日向國可愛

陵ミナトは葬ムスリなる神体ハ伊勢カノミヤミナトニ
考火ヒコホニ出テ凡ミ尊ミハ日向國高屋陵ミナトニ葬ムスリなる
神体ハ長門國和布刈ミナト社ミナトニ葬ムスリなる
天皇ハ太和國畠山陵ミナトニ葬ムスリなる神体ハ山
城國下鴨ミナトニ葬ムスリなる
我長野陵ミナトニ葬ムスリなる神体ハ越前國氣比社ミナトニ葬ムスリなる
神功皇后ハ太和國狹城盾列陵ミナトニ葬ムスリなる
神体ハ山城國伏見ミナト香ミナト交ミナトニ葬ムスリなる
應神天皇ハ河内國惠我藻伏陵ミナトニ葬ムスリなる神

伊勢神宮

十七

体ハ豊前國宇佐宮ミナトニ葬ムスリなる
十年勅陵前ミナト立社ミナトと縁起ミナトあり
皇行幸ミナト一ミナトありとあれハ陵ミナトと社ミナトと不ミナト属ミナトなる
子知ミナトへ一ミナト仁徳天皇ハ和泉國百舌鳥耳原陵ミナト
ニ葬ムスリなる神体ハ山城國平野社ミナトニ葬ムスリなる
安閑天皇ハ河内國古市高屋丘陵ミナトニ葬ムスリなる神
体ハ太和國吉野郡金峯社ミナトニ葬ムスリなる
天皇ハ山城國山科陵ミナトニ葬ムスリなる神体ハ陵ミナトのお
百丈ミナトニ葬ムスリなる神体ハ陵ミナトのお
百丈ミナトニ葬ムスリなる神体ハ陵ミナトのお

伊勢神宮

十八

へいぜいづ、陵の上よ、あゝず 天武天皇ハ太
 和國高市郡檜隈大内陵、葬、なる、伊勢、
 國桑名よ、まゝ、と、坂上、田村、九ハ山城、國山科、
 里、葬、る、伊體ハ近江、國甲賀郡土山社、ある、
 め、試、古代の法社を釋體の上、またつる、とハな
 き、る、なる、を、と、代、何と、あ、や、ま、り、ら、る、ぞ、墓の
 上、る、社を、ま、る、人、多、一、割、甚、尤、よ、な、も、う、ひ、て
 舍人親王の、墓、菟尾、ある、と、一、を、字、き、土、以
 け、つ、り、予、げ、て、ま、上、る、新、よ、社、と、く、菟尾、社

と名づく、何人、此、所、お、ぞ、く、ら、う、二十、年、た、ら
 せ、
 瓊、矛、拾、遺、よ、尺、く、り、
 菟尾ハ、稻、荷、の、鳥、居、の、内
 小、八、九、町、ど、う、り、あ、り、菟尾ハ、即、菟、森、な、り、と、子、人、あ
 り、あ、ま、り、こ
 ○忌日と祭日、用、り、況

世俗、先祖の祭、忌日、用、り、人、ある、と
 と、按、する、ふ、非、く、祭ハ、吉、礼、な、り、忌日ハ、悲、患
 此、日、凶、なり、用、し、へ、う、あ、
 神武天皇、春、三、月
 甲午、朔、甲辰、崩、以、日本、長曆、考、之、月、之、十一、日、也

俗説贅辨一

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

俗説贅辨二目録

- 一 仔坊内卯まをいふ月とあり小説
- 一 子を教と説
- 一 異姓イセ瓜書ヤシヒて子ととる説
- 一 人とヤヒ雇て系馬ケイマを作と説
- 一 大友オトウ高タカのり説
- 一 贅頭ガウトウ此説

[Faint text on the left margin]

一月本上古の曆ヨヨミの説

一 高世日平此曆西玄の曆レ説

一 新婦入リシヤケ出ヤケ産レの説

一 水レあレまレの説

一 関東百官レの説

一 愚カ拙セツの名の説

一 榮武の説



俗説贅辨二

伊勢内外をいとろとり説

世俗伊勢とまとま中は内外のころちなく皆

天照大神をてはいしますとおもふ

今揚ずりに非かり内宮天照大神こんまり

ます非代より世とれ帝王は内庭まましく分

よ人皇中千代 崇神天皇は内時出向敷をおそ

まあひ玉體をもあらなり伊勢坐れ地をを

むあひ中千代 垂仁天皇は伊勢國又



十^ス鈴川上^チの法^チ度^チ一^スあふとの内宮是なり印文ハ
豊^{トヨ}受^ケ大^ト津^ケん^キま^キます内文^チ法^チ度^チより四百
八十一年の後 雄略天皇此也時 天照大神
の津^チ勅^チ丹波國比沼^ヒ高^ク名^ナ井^イの^シ尔^ニは^シす我^ガ
津^チ饌^ケは^シの津^チ受^ケ大^ト津^ケを^シ家^カ許^{モト}へ^シり^キと^シ帝^{ミカド}の
由^ユ夢^{ユメ}よ^クと^シと^シあ^ヒて^シ則^{シテ}丹波^ニお^シり^キ侍^シ務^ムの
由^ユ山^{ヤマ}田^タ原^{ハラ}へ^シつ^ツ一^{ヒツ}法^{ホウ}め^メを^シり^キと^シの^ノ外^{ソト}文^{モノ}是^{ナリ}なり
め^メ内^{ウチ}外^{ソト}者^{モノ}別^{ベツ}此^{コノ}津^チより^シふ^クより^シ内^{ウチ}文^{モノ}乃^{シテ}津^チは^シハ^シ内^{ウチ}文^{モノ}
れ^レ上^{ウラ}を^シ司^シり^キ外^{ソト}文^{モノ}れ^レ上^{ウラ}城^{シロ}か^シは^シと^シひ^クる^クか^カ

はず外^{ソト}文^{モノ}此^{コノ}津^チま^キハ^シ外^{ソト}文^{モノ}れ^レ上^{ウラ}を^シは^シり^キと^シり
内^{ウチ}文^{モノ}れ^レ上^{ウラ}を^シり^キと^シは^シと^シひ^クる^クあ^ヒて^シハ^シは^シ是^{ナリ}也
文^{モノ}此^{コノ}法^{ホウ}式^{シキ}なり^シ世^セ俗^{ゾク}は^シ法^{ホウ}式^{シキ}を^シと^シり^キと^シ内^{ウチ}外^{ソト}乃^{シテ}こ^ノり
ち^チと^トこ^ノり^キと^シ侍^シ務^ムと^シる^クと^シセ^セハ^シ皆^{ナリ} 天照大神
と^トり^キひ^ク上^{ウラ}乃^{シテ}た^タの^ノこ^ノお^シと^シり^キと^シあ^ヒて^シ事^{コト}あ^ヒと^シ
こ^ノに^ニと^シく^ク形^{カタ}なり^シ田^タ舎^カ人^{ヒト}ハ^シ系^{ケイ}文^{モノ}す^クり^キ外^{ソト}文^{モノ}
へ^ヘと^トり^キ系^{ケイ}物^{モノ}して^シ内^{ウチ}文^{モノ}へ^ヘ系^{ケイ}る^クぬ^クん^クと^シる^ク也
禁^{カシ}裏^{ウラ}宮^{ミヤ}へ^ヘ内^{ウチ}文^{モノ}より^シハ^シ法^{ホウ}度^ト津^チは^シ外^{ソト}文^{モノ}より^シハ^シ橋^{ハシ}
垣^{カキ}津^チは^シ法^{ホウ}度^ト津^チを^シ奏^{ソウ}献^{ケン}して^シ乙^ニ方^{ハタ}極^{キョク}へ^ヘ内^{ウチ}文^{モノ}よ

つゝ山本太夫おまより六春本太夫清後を社を
こゝとすは武正のりたりあゝの事まきで
は清よ志こびちりのゆゑおまおまを拍しな
すあまれ清後を頂戴しなまらべき事なり

○子を殺す祝

世俗の人家貧しとて子をうとて即殺す人
あり

と案するは非く是人倫の大變なり親とて
子を殺すは子とて親を殺すふをうとすや

西土東漢の賈彪といひ一人新息といふ郡乃
ち行よりけりをいそ禁めて人を殺すと
罪と同一くせり新息の地の南に盗人を劫
害するものあり城小にぬ人子を殺すものあり
彪もせんきくを行きてに下役の者彪が馬を
あへ引向ふれハ彪怒て曰盗の人を殺すハ世に
あれりかり母子を殺すハ天は遂にひらまき
莫大にくせどなりとて終よふとせりてそ
母を罪といへりかりかくむれハ殺年れり子を

そりわけ育ソダテしもの教子人よりなりぬ人よりい
 悪ワルシを感カンして坊費カとりよ一学ガクを志シよりこりて
 付ツケらるとうや誅ツバシよるごう地政シムツク也日中の先生
 此政シムツク一ばよあまをうもりるものよハ米コメを流タ
 てや一なるいめあより國史クニシよ多く入イり
 を世令セウは中納民ナクナシを喻ユして子を死シするを
 禁シどたまへん是は法ホウ仁政ニテイのむく又胎内タイナイの
 子を業クサリと用ヨウて破ヤブり殺コロすあり是實シ氏シ此
 考コウよりうご記キのよかきうす大各ダイカクの家ケも

まり有アりなり是又生ナきて殺コロすよ何異ナニコトなり
 んやうや此事コトハ人ヒトよりものす申ウじ地チと
 なり豈ナニけたまのコト子をくぬよ似ニざらんや

○異姓イセキを養ヤシて子コとする説セツ

世俗セキコ子コなき人ヒト外姓ゲセキ異姓イセキを養ヤシまよす
 今イマ海ウミするよ非ヒなり不孝フコウよりして養ヤシ子コ人ヒトハ已ナが同
 姓セキのをき内ウチよ求モトて養ヤシ子コすべしりよまき内ウチに
 無ムいハをくご同姓トウセキ人ヒトを求モトて養ヤシまよすべし
 をき同姓トウセキ乃ハ人ヒトよなきあうバ天テン日ニチが姓セイを滅メツ

あふとらゆく己一代その家を絶すまきし是聖
人乃本まき也巴が姓清和源姓なるバ 清和天皇
此清血すぢたりいふまの母なりたりとて此
皇孫此すぢへ他人をまじゆべらんや年増はる
バ 桓武天皇乃皇胤 坂姓なるバ 天兒屋命此
神孫橋姓なるハ 敏達天皇乃皇孫が身
よむて血脉をとるゆべらんやマ恐乃ま
きたり一門の末切なりとりあし子を殺さぬと
りあしころが大幸なりある昔都の國ま子は

まき塔苗の國まきその子をそりて孫なれば
親しとてまきまよしつるを孔子これをそり
て昔人滅都と春秋ま筆しありまに
これを味ハまきまよる人のとより非まきまに
まハま人し人此家を滅す罪はまぬれま
まよはるべきまらけり味ま清まはまぬれま
まのまよころ入るま異姓ま子の人十まふ九
まらるまあま繁昌するハなりマホホ大まは
てりまハま仁の礼あるとすべりま此まは成

てハ金銀をとりて善子をばらむ風俗を人かこりぬ
まハ同姓をまじれさよ及ばず室路多く出す
その成善子よするある又その子を財ある家れ
善子よき一かひりらる人れよを乞て已が
もとすりり又子のこぬを身よして室路を
とり又まらあり海不儀き一た習せありを世
或國君れ清政よハ父一て吳姓の善子を許
一始ハす出家れ老中徳士不幸よ同姓れ善
もとすべき善くたバある己を家を徳一のひ

ち家よ善ひあり一一族りこまぐさの上へゆ
盡のひ被持一あよとぞ珠よ善世との善ん
なるべ一嗚呼力をとけら実父母よす孝
りなる子ハまれなりすて及ゆく人を親と
いひ子と名つけくおやよなる人ハ血成りけぬ
子あるまめ心なりと子をさぐひ子よなるもの
ハ實れ父母よそなきをよいと別みありとい
まご事なきとらめより互よ私とさしとさ
びんをまぬれぬばとてハ大なる不義無たの

家とけり親ハ子をそ〜里訴へ子ハ親の死ぬる
とまらうもひたるをあり〜世は多〜子を人乃
密子よをハすハまめを立させんがおと思ふ
べけれど実ハ子を不義乃罪人よ〜まらなり
おや〜人何置れ又人よ〜りて〜育れ
理をいませ〜年の時密子よ〜人
〜如長〜てび〜けをさ〜りお〜りく書
又此家の同姓と求て家を〜〜我ハ女姓
又復らへきるく古人これなりあ人多〜

范文正公をドめ朱氏の密子よなりてめはな
されて范氏よゆりあ〜氏族系統とつよ去
又洋子出せり又吳姓乃密子よまつりてハ先祖
此非受たまハぬ子性理字義よ洋なり

○人を雇て系圖を作ら流
世俗家此系圖を伝らんと欲する人先祖口み代ハす
傳れどそれよりおと志〜と物系を世教方系
國知りと考する学考あると人へ教をせハ彼人
〜は方志〜ぬ先祖を〜とり官位名家未悉

合ハル女貞書一

乃者子とすんハ実乃人をやといくも家へ入るなり
 それをさ人姓とさるるとして野人いすめあ可況さる先
 祖乃高り流ハぬおやおぢをあさまりけりても
 ちくばま家ハ神靈よりいひあらんやまことに不
 此をき天爵冥爵のくらうらうらものこはるし来
 乃世は改くす上古よりいひゆるや 允恭天皇乃
 律令ハ失已姓或故認字氏とを患あひ味檀丘
 小とく法氏姓人ハ盟神探湯といく姓と定め仍
 さるしゆり盟神探湯といハとの代ハ決火を

る新也といやも後茨田親王乃姓氏種法撰ド
 小忠ハ仍とぬせぎあひてかりんバ 皇朝の姓
 たりし時家ハ母世ハ系を獻せしめ圖書寮ハ
 あふめてし記法改たりたりし又西土の名人
 此文集ハ系圖乃序あし大抵皆仍贗といひみ
 だれらるすのモなり姓ハ人ハ國よりあきためし
 人ハ多くもるなりとて仍ハ字ハべうすの系
 國をゆる人正直とまとして仍ハ人ハ祖先への考
 ゆるりこれハ志人先津乃めぐもたむらうらん

うつす人此ぬよ系國成仍他り賊とびさかり世
をさかりし人子孫あるはあしとくやみくおそり
べき事なり

○大友志鳥の流

俗に草紙のよ大友真志とつし人謀叛一々
とあり

と掲するよはより正史實録よ見ず恐くハ誤
なり日本紀よ雄略天皇即位以平群臣真
鳥為大臣以大伴連室屋為大連 清寧天皇元

年以大伴室屋大連為大連平群真鳥大臣為大
臣並如故 武烈天皇紀曰億計天皇十一年億
計天皇崩大臣平群真鳥臣專擅國政欲王日本
陽為太子營了即自居觸事驕慢都無臣節大伴
金村大連討之誅真鳥是ホ乃るよとわやまり傳
て討はれ氏と謀叛人の名とせりおやて大友
志鳥といふ也

○鼈頭乃説

俗官乃學志志地乃くらに江を志かりと鼈頭と

と案するに非なり貝原益軒自娛集曰近年自
中夏所來之書有解其義而為標註者率號之為
鼈頭且我邦之書生輯錄於標註解釋者亦往往
悅其名之奇異以是稱之公然筆之於書吾未知
其命名之稱其義與其出處之有的確疑是明季
及胡清雜學俗輩之所稱耶何其鄙凡而不典雅
也何若稱之為標註乎以況其誤を^カ知^ルべ^シ
又按ずるに^モ和^ノ土^ニ板^ニ乃^ハ四^ノ書^ト此^ノ末^ニは^カ鼈^ノ頭^ノの^上の^よま

人^レ此^ノ書^ヲり^しる^者何^レを^モ先^ニ鼈^ノ頭^ノの^圖なり^巨鼈^ノ頭^ガ
蓬萊方丈瀛洲^ハな^らば^ハ神^ノ山^トと^首を^載く^所なり
といふ^者列^子に^出たり^又杜^如晦^等乃^ハ十^八學^士唐^ノ
太宗^ノの^めに^出され^時め^きて^登瀛^洲と^時乃^ハ人
い^ふ者^ハ一^つの^と通^鑑に^出たり^{され}ば^此四^書と^よ
く^讀て^下へ^めに^出され^め此^ノ既^ノの^蓬萊^山へ^登
る^者と^書籍^にり^人り^買入^へ祝^言此^ノ心^を
は^鼈頭^ノの^圖を^繪し^ての^かり^{いつ}れ^時より^なら^ば
が^へく^鼈頭^とい^ふは^ち地^ノの^首へ^冠を^かる^事と^え

伴詩書考二

七

たり固陋の至なり

○日本上古の曆此説

世俗乃學考云日本古曆なり日本紀云神武天皇より今や日此支干シカンなど付くあり西出モロコシの書と写ししものなり

と按するふは説非なり 神武天皇の甲寅の年

ハ春秋莊公此二十七年甲寅なり 孝昭天皇此

八年癸酉ハ春秋哀公乃二十七年癸酉之を以て二

百年世傳のりさりとめたるバ日本紀と春秋と月

乃大小日の支干一々符合すべし今日古長曆と春

秋述曆と成つき合せり考ふるふ不合すなり日本

紀云 神武天皇甲寅年十一月丙戌朔とあり

述曆莊公二十八年乙卯正月小丁亥朔なり是

一日のを返あり周ハ十一月を正月ハ周ハコナタ此

十一月ハ周此本年正月なり日本紀云 神武天皇

戊午年冬十月癸巳朔と何と述曆莊公三十一年

戊午十二月小甲午朔也又一日のを返あり是曆

法更國回しりさるなり日本紀云 悉コトシクハくさくさく

記さす 孝昭天皇九年甲戌八周貞定王二年也
 持統天皇五年辛卯ハ唐中宗嗣聖八年也考
 一子一百五十八年我朝乃書と西^{モロコシ}比也と支干
 子^チを考るゝ不合^フ多^ク一漢武帝元鼎五年
 己巳十一月辛巳朔且冬至とお漢書^{漢書}に記
 時^{トキ}まてハ十月を年始^{トシノハジメ}と^シり我國^{我が国}にハ 開化天
 皇四十五年戊辰なり閏十一月小朔日庚辰二
 日辛巳なり彼^{タカ}比^カ曆^{リキ}一日乃^ノ差^サあり国^{くに}を^を定^さむ
 又^{また}同^{おな}く考^{かん}漢武帝太初元年丁丑十一月甲子

朔且冬至とあり我國 開化天皇五十三年丙子
 十月大甲子朔十一月小甲午朔十二月大癸亥
 朔閏十二月小癸巳朔あり^ハ氣中氣比^ヒと^シや^リ國
 比^ヒを^をり^リ不^フ同^{トウ}と^シる^ルべ^ク一又 推古天皇三十六
 年戊子三月丁未朔戊申日有^{アリ}蝕^{シク}盡^ク之^ヲ氣二日比
 日食^ニなり通鑑唐太宗貞觀二年戊子三月朔日
 食^ス一日比進退^シなり 舒明天皇九年丁酉三月
 乙酉朔丙戌日蝕^ス之又二日の食也通鑑貞觀十
 一年丁酉三月朔日食^ス氣又一日比^ヒを^を過^スなり^也

約曆此不^レ同又明^レなり日本長曆と考^ルふ 神武
天皇元年辛酉歲より 仁徳天皇十年壬午歲
まで九百八十二年此曆法同^シ美術也 仁徳天
皇十一年癸未歲より曆法改^メり中氣六十九萬
分を進む^ルより 舒明天皇六年甲午歲まで
三百十二年此^レる同^シ曆法なり 舒明天皇七
年乙未歲より中氣月朔を進^テ曆法又改^メり
皇極天皇元年壬寅歲まで八年同^シ曆法也
皇極天皇二年癸卯歲又節氣と^シめて曆法改

まり 持統天皇五年辛卯歲まで四十九年同
曆法なり^ルむ^レ試^シて古曆法^ニ改^メり^テ改^メり^テ改^メり^テ
異^ニ新^ニ法^ヲを用^フり^テあ^リて人文此^レ漸^クなり^テ日乃
跡^ヲる^ルが^レめ^ニ目^ヲ出^スる^ル代^ノとい^ハべ^シ 持統天皇
六年壬辰歲より貞享元年甲子歲まで九百九
十三年西土此曆法を用^フら^ニ推^シ歩^ス漸^ク差^ハひ^リて
ゆ^キと^シく^レハ日月合曆もあ^リて天^ノ現^レず又天
に^テ現^レず^ル曆^ヲも^レん^ズ天下万民此^レま^ニら^ニひ^トなり
に貞享二年 詔^シり^テ新曆^ヲ用^フら^ニ是^レ案^ニ時

各説文見詳二

三三

月八十五日午三刻は月なりぬ月とは差あり地
 かり節氣乃るハ西土ハ子里西ハあると日本ハ千
 里あるあり刻階乃差ハなくてりなるぬる二日
 まで差ハハお土、曆乃あやまるなるべしとさ
 け多くそあやまりとてろびべきやうなり日本領
 降曆乃跋ハ立表測晷定節氣者とあり嘗取
 日本乃曆ハ數年表を立て冬至夏至春分秋分
 乃晷の寸尺とてりて定る物なりと然といま
 表と多くそ洗探とあるべきるハおぼろけなる

へきるものありては又日月蝕の差なきと見
 て節氣正一き減りしるべき也さり去年西
 土康熙五十二年癸巳の七曜曆この比傳りて東
 たりと正徳三年癸巳年の中を是のめぐり月
 をもとく或大星をもとてまがひなく見やすき減り
 えて出付ときころ物ありとれと洗探りて晷は
 七曜曆と西土の七曜といづれを合すと訂して
 たよ記す天文よくちり人の上ハなるをくりき
 するべけれとそれハ及なり是ハ共ぬるの人

知やすくぐきあしむのこ

時憲曆康熙五十一年癸巳正月元日己卯合朔
戌時正初刻日在牛六度月昏在尾十三度如此
則月西日東相去四十三度戌時何以合朔哉疎
謬之甚每月如此貞享曆正德三年癸巳元日合
朔亥時初二刻日在牛六月昏在牛五可謂合朔
矣西土當時曆
法號時憲曆
元日木星時憲在婁四貞享在女十貞享在西時
憲在東相去七十六度火星時憲在昴四貞享在

軫二時憲在西貞享在東相去百二十七度土星
時憲在角九貞享在張四貞享在西時憲在東相
去六十二度金星時憲在井二十貞享在室初貞
享在西時憲在東相去百三十度水星時憲在斗
十九貞享在斗五貞享在西時憲在東相去十四
度若其得失知星者有以考焉
三月十六日癸巳癸惑留太微西垣內貞享曆在
翼二而留時憲曆夕次疾行而在參七今以天驗
之貞享密合時憲後天七十六度蓋西土曆官不

認經星緯星歟可恠

閏五月六日壬子熒惑在太微垣外貞享在軫初而合時憲在鬼二後天五十八度

八月十五日庚寅晨太白在軒轅將星側貞享金在張二密合時憲在室七後天百五十八度

廿七日壬寅晨月南金北相去三度許土在金西相去二度許貞享月金皆在張十六土在張十五皆密合時憲月在軫十四進天三十六度金在壁初後天百六十一度與月相距度數亦同土在虛

七進天百六十八度

九月五日己酉夜火星在月魄旁無光貞享月火皆在尾七密合時憲月在尾十五火在翼十六火西月東相去八十八度豈能與月相近乎且此時日在角如火如在翼則昏後豈得見乎時憲之踈謬甚矣

十月一日土在太微西南角貞享土在翼初密合時憲土在虛四進天百六十一度

羅睺計都正相反對乃月食之衝限也時憲當年

舟中候もどめ内領内等停止候所よりして隣
他郷候も日本國中まで水あびせお止め

○關東百官の記

世俗も其東百友といふ職あるはま官各あは
とら比徳國此士稱号とらる人あり
と梅すらふとくハ非なり關東百友といふものゆは
まよ出るまよとまよは世よゆくおつごまき一
百友のまことりりゆは偽官すといふ記
まよ何意といくまらまの稱号とせんや

○夏抄此名の記

世俗夏抄此の字とまよははくす一
と葉まらま非なり耳底記云まら人なぬ人
教なぬまよまぬものゆはまら
なるれどくかまらぬまよまらハまら人な
此人の事し久我大将名悪唐と名と付あり
まら名功院まらゆき悪抄といふ唐日本
まら二人名傍あり夏抄の氣まらるが名と付
てアハ凡卑下といふ字とまらつくまら

谷本抄卷二

二二二

あき不^カ定^ラる^ル多^ク一^ツ取^リてよく^クぬ^るく^ク垂^カ加^カ筋^筋や
 ま^まと^と小^小学^学あ^あこれ^れを^を端^端なり^りと^と対^対お^お休^休ま^まと^と茶^茶式^式の^の奴^奴
 り^り古^古器^器古^古書^書と^とあ^あま^まあ^あひ^ひ馴^馴俗^俗と^と恥^恥て^てせ^せぶ^ぶ早^早
 劣^劣る^るあ^あ此^此行^行ひ^ひる^る一^一と^と秀^秀吉^吉譜^譜よ^よあ^あら^らき^きく^く
 う^うら^らと^と記^記る^るも^もあ^あら^らず^ずや^や玩^玩物^物喪^喪志^志古^古恥^恥の^の海^海戒^戒
 かり

俗説贅辨二

俗説贅辨三目録

- 一 目^目せ^せう^うう^うか^かい^いの^の説^説
- 一 た^たら^らと^とり^りの^の説^説
- 一 神^神主^主紙^紙化^化の^の説^説
- 一 西^西あ^あの^の菜^菜の^の説^説
- 一 補^補陀^陀落^落の^の説^説
- 一 外^外あ^あら^らり^り来^来朝^朝と^とる^る情^情の^の説^説
- 一 赤^赤舌^舌公^公女^女の^の説^説

よし尚書より中古より失ひて舞ト乃
法を志れる人なり宋乃蔡九峯と云人舞ト此
心を汲く十二本乃トと此よりハ其化とかく
中し恐多し但新化乃妙なりハ古法此拙きよ不
若我國古法此尚存す尤此尊よべし

○たゞむらり此況

俗方此書またうらりとハ竹を此曲尺也
と何ぞ

と梅中る小曲とたうらりとハ人此長ん定る

寸尺なり是上古乃法なり此代者ハ尋殿とあ
りこれよりばらに内がま 内裏此尺架と定
り此俗方乃曲尺を極めらるるのみあき
多うらりより物なりとや延暦儀式帳をど小
毎社皆曲尺を付するハたうらりと匠尺よ写
しとら地なり匠尺ハ聖徳太子吳國此曲尺を用
ひたりかたりては天主寺番道此受傳する不
なり當世ハ民方此茅屋ハ繩とひろりて架
とさむ是たうらり此古法なりとらるる人の

たうらうらゐるけれどとを失ひてとハ七人おすと
いふめろの職家よハ定て古傳をべしハカハ矢らうり
長らうりを傳く十二束よおせなむといふ是故
實代ことむなり

○神主と他々説

俗方乃學者先祖の神を祭るふ伊川先生の定め
ひし神さ成用よ

と按するふ恐くハ非なり先年吾當世ハ大儒
とすえ一人は同ていらく日本人伊川の神主

と用て先祖を祭るハ必るずめはなれハ生く指さ
時ハ日本人死す方とちりろこし此人よなりといふ
其のこめ何大儒答ていらくは理ハ天地一扱の物
なれハ日本唐ハ隔なり伊川乃神主及神の事
極なれハ日本人用る事宜なり志れども周人
まげを用るハありまうらうらうなれハ日本流
行乃時人を用ときとちりいぬ事とす人かし
大まらるるまよいま果して用ず日本ハ古はあ
らバそれよおしるるなれども古は傳らぬよ

ててあると也と答らるるなり夫深姓乃祀非ハ六の
官なり故姓乃祀非ハ春日乃社也橘姓の祀非ハ
梅此之清原姓此祀非ハ故此森なり故原姓此
祀非ハ天満又たり且此と在と姓非といふもの
社といふも或はたゞ何先祀を祭る非体の古はる
一といふん豈不修の祀考の殊なりよあらず
や且侍勢忌アトアア非体此古傳あると小笠原
家乃有職表箇中箇底箇此古傳の祭法あり
ゆゑこれを祀さるんとの人因はなれば力やばず

佛の流の位牌を用りといふは猶とをまんとり
詞なりねまりうろ流乃祀主を用ひ朱子の家
礼を行ふハ悖あるべきなりといふも也
○西出此茶の況
世俗乃醫師日本産の茶ハ性ありとて西はより
日くをさる茶試用也
と梅すりよ恐くハ非なり夫日本茶あまよすぐれ
しりすと文いふまゝあるす國を瑞穂と号し
米穀ゆふ性味らり起るる方國此ふなり西は

俗記

三

此人毎年我稻種を載てゆり人おらるなり
 且國初乃時素戔嗚尊五十猛命等樹種と播植
 て日本中悉善山よなるるなりしよと云く衆
 杵嶋のたり是木徳の靈なり國初 天照大神と
 大日靈貴とト一日乃徳を以て天下よ君臨し如
 ひ國闢より今よ云く一姓天下をたのちあはれ
 萬國乃西及火徳乃靈なりつ國より米穀多
 業一日行時外國よ侵されず西は此國よすれハ夷
 狄此為よ國を奪ま君をさるるは是取辱とふたよの

こすと同日よ誘らへくす是徳乃靈西土中古
 より金銀之幣し金と用たり已よ五百年通鑑續
 編輯耕録等の記すふらる一且洞器此禁教はし
 て人余よりさるる志國對馬島よ銀とき陸奥予
 金紀ときより今よ記て金銀ゆらふ外國これを
 慕て萬里此波濤を志のぎ毎年互市とりとじらよ
 到り且天叢雲劍ハヤし之後一天國真守以業會
 よ到りて日本劍工の妙を外國よきりさるふりて其
 劍此堅剛銳利我志の志るすふらるる及ず武備志

又あつたふ及を毎朝鮮征伐の時支國劔戟の利鈍
 計書よとるすふ考べし是金徳の盛なり西土莫何
 乃濁水城郭を破り山岳を崩し國を滅し人良を
 漂没する事揚ておふべし天よ迄に自理茶を
 負よふよ是世乃史記より大學衍義補よ民
 害と云るなり支國水清く味甘く潤下れ性を乃
 てお谷を溢せし城郭山岳を改換する事なり
 豈水氣れ盛よあつたすやめび五行の秀氣を鍾めて
 支國よすぐれし支國なるふ何獨茶根樹皮のこ

外國よおとらんや且朝鮮陳の時金徳といふ名醫と
 らいきて支國へ來り日本此茶をほりて使ひ西
 土朝鮮よまよれりといひ其種と出せりよ賄せり
 を年まで金徳が地をりを性よす傳るらんわつし
 や是又我説の支國の茶なりとすべし其傳
 よ馬を論じて曰大事必乘其産生其水土而知其
 人心とあり其國乃我よハ生るる乃馬んたれば
 其よ習はずしてあるれ我よハ用ぐるし豈獨馬
 のもつらんや其國よ生するものハ支國此人を表

ひき山は生ずる草は其山は獸を育す何他よ求
て生はせんや且ともろくこれ業乃ともろくハもろく日
を世をまよたり舟の海ひくやまくなりて業は
事なり上古乃多き西は此業なれを
病くすされどといへく上古乃人多く天札せんや
不豆のまきき惟性味偏勝の品我國は産せざ
る地は外國よりめく可なり其他ハもろく此業を
用へき事なるべし

○補陀落乃説

俗説補陀落を補陀落世界とて極楽なりといふ
と繁するふ非なり華夷通商考曰普陀山寧波
府乃内定海縣にある島なり日本より海上三百
里をり西南方なり神陀落迦山と号す又ハ梅
岑山といふ觀音の靈地とて寺あり出家せし居
住す日本僧慧萼といふ人用基なりとそ新治寛
文の比毎くは鴻より舟仕出し長崎へ來しと續
綱目元至元二十一年補陀僧如智使日本と何
と宋太史集より詳し補陀落の事と載たり

家はよりハ云下小を記ふと毎人此は来る
西にふるすくはく小き嶋に房を多きふと
より又育なる僧極楽ところへ渡せばがして此
國も生きたるをぬふ大笑ふわすすや

○外はより来朝する僧此祝

俗も外國より来朝する僧を喜ぶ信じて敬んで名
僧とて

と梅とるよ非なり隠元本居の来朝する僧
はせめく實乃禰僧をれば佛を好ん人れ信仰

すのしるたるよ何をも年来朝する僧よ悉に
下れものありたといはりあまよをて遊女の宴
席をれらち主客れをとりてな一方より金銀
さうりく世よりもの何ぞ淫楽をよく詩をつ
くるる清麗花月酒茶よ長じやうきこのあ
かりき茶も老く遊女乃は席の勤むた
ずき時より遊民にては友農商乃世より業
いなる安んじを愛とそりて思を慕ふ日本へ
こゝろ船またよりて来朝する我邦の人外國

乃乎を志しんば詩をくけりもさうかたはあはれ
くくくくをまらたふと見て吳國乃名傍れた
心をかりひあつく援助し崇敬するありと
外國の人と来るまにをゆなくさくハ晋の
郭欽江統が漏むる四夷出入防は暗しまりて
は崇敬爽好色乃惰夫河孫産すらんやはるは
徳を崇め業内をゆくも人あてもあぐる有
と申す人々もさうまゝ家も志るぬも傍
れも水戸がそれをば言されぬ

○秀吉公乃父此説

俗説は秀吉公ハ尾張國愛智郡統阿弥といふ小
民乃子也又一説は同郡中村乃人木下清忠の子也
又大系國小中村清助が子也

と揚るふ之くハ皆非なり秀吉公よりとるべき
乃微賤より出るといみづくハあつた外國まてハ
卑賤の小民なり一子と申すも母とハ己
ハ大政をとる一なり崇敬他なく没後を慕ふ
ハ牌と建まりりハ文明を志れたるハ贈官贈位

忠順云
皇胤也
其事巖
垣松苗編
國史略卷
之五末章
末葉見
二

なといりてう榮耀と極むらんやうさぐりたよよ
りてうささなまきぬ一蓋秀若公は生じあふ
天地乃君の一妖氣槐槍は天よひかみかぬ一必志
も人類はたひととへく事ふたを代れするなる
ふ何一人よ父三人まぐと申傳んやき名記よ志
るす羽柴官がめきハのとりれまたるむ大和
大納言の次は母云南明院は三人ハ槐何乃
子なるべし

○土佐國長宗系圖於氏系圖乃說

俗名此軍記よ土佐の國主長宗我部元親此父を元
國とよ元宗の父と元秀といふと記しり

と案するよ非なり秦氏系圖曰秦家根源秦始
皇也自始皇六代種之時來朝仲哀天皇賜秦姓
聖德太子誅守屋時厥十五代孫河勝有功其末
葉受任土州後辭任而留當國仍賜長宗我部本
領於兄弟居於國之左右代代如此一人國澤是
也始祖能俊生俊宗俊宗生忠俊禮田忠俊生重
氏重氏生氏幸氏幸生滿幸滿幸生兼光道場開
基廣井

谷鏡實并三

〇十一

中島野田大黒按金剛頂寺國宣曰建武二年四月十三日壬午左守當時人朱注曰兼光蓋此人也
 此可考於兼光生重俊重俊生重高重高生重宗重
 宗生信能此親子代屬尊氏將軍信能生兼能此
 建立吸江庵為最前御方恩賞非一兼能生兼綱仁翁庵開基久富光富
 賜寺奉行兼綱馬場宗崎寺田豫州乙
 地兼綱生能重隱溪寺定光庵開基按此下能重
 生元親有庶元親生文兼此代家嫡元門退後
 故吸江寺奉行天行寺野田再存家務家中錯亂之
 坊不知行按此下亦有庶流文兼生元門此代違
 兩命流浪諸國家中錯亂有年矣後元門無子舍規
 赦免再安堵家督乃相續舍弟雄親元門無子舍
 弟雄親為嗣以相續嫡子兼序云常通寺開基

雄親生兼序兼序寺開基弟序堯親興道孝國決
 女吉兼序生國親信濃守瑞應寺開基法名覺世
 嫡女吉良二女十市三女國親生元親宮内右世
 波川四女津野五女他腹嫡二十一代見系圖元親より後ハ系圖よのせず
 嫡二十一と兼するふ元親嫡子信親天正十四年豊
 後國次川と兼するふ元親嫡子信親天正十四年豊
 主事監教大坂元統元年和元年古條河原
 誅せしむ秀吉公譜難波戰記等よりなり
 ○阿倍仲磨乃況

世俗何倍仲磨名臣こん名を西土まで揚あらます
とよ

と揚あらまるふ非なり仲磨君臣の大義まらく何
名臣とすべらんや夫為人臣者無外交境外此交
まいりさむと况他國は使ふべらんやと日本法國
乃士んえるべーらが生國譜第乃主考れをき
ましせぬは傍のふりてまをせば生國乃主人
豈ゆらんや必るさりて罪科よりよべー我
公の内んえるめーましてお國は使ふべらん

や大義を失ひ國體を害かする危しき一き分り
實は年銘此罪人也たらひ堯舜乃清代の系りあ
ひ孔子をめとしてにて日本人として西土は
使ふらハ不義なりましてや唐玄宗肅宗代宗德
宗等乃三綱私を會獸乃所りなり母ふめの人を
しきらみて使らましてや中磨と詩を化
し文くと浅学として大義乃眼あらぶらならし
宜なりの高尚李白王維をのけらまるのと知音
なり顔魯公杜少陵ならハ瓜彈しまへー學

者乃況よ之益れ山は出月もと六日本の天子と慕
 ひまの心なりとりしはつるにわが心なりと
 詩云天中總明主海外憶慈親即仲 衡命使本國唐也
 さし我國を海外といふこころは山は慕ふ心しつるふ
 わるやとともろこころといふは幾重も越てり心んをき
 邊鄙の名なり法越のより地とながめ相模國のろ
 ありが原といふ地なきはつるにわが心なり友人を令
 するれさるるふし天中と詠すべけんや山上憶良

三韓よといふ天さるるいと詠しこれより日本人の
 祠なるべけれ日本人不孝ゆて外國に陷るゆへ
 地乃たなくハ一生蔬食菜羹して民名を窮死し
 て可也りし外國の老官爵とあへん辭して不受
 て可なり程又世まうば死を變して不仕と劉因家
 鉉翁が元節を任結し心持なるべし是より人臣に
 かなさかりけれは姓を變して外國の官祿を受ん
 や仲唐よりききしは垂鹿苑院義滿明朝に王爵を
 うりけれ大なる不忠也子息勝定院よりて明

海鏡齋集

卷之三

と海祠と纏多ひ一義理乃尚純といふ處一子善隣
 國寶記より出たりぞ一のやていも平重盛云の金
 一は又人にくはるれ至之又梅ありや中古遣
 唐使といふ事あると津島よをいてめ月を志す豈日
 出處天子れ清身として日没處天子よ使をきし
 方地をきけて奔走する事あるんや葛城奏して
 を唐使を停め尤きんといふべ一宮て西土の國体
 不立弒逆おほくぞん儀すくはひのよてぬ一実
 一非也れ女さぬ一遣唐使れすハ靖獻遺言講義

といふ書よ論がり考べ一 義滿受明王爵稱臣削年號國寶記譏之可考

○年忌乃祝

世俗年忌とて俗を禮トはるを行あるやあると
 と梅するよ非なり垂加曰年忌といふ事ハ如れ
 書ハハ一日本乃舊記も及むた十三の年忌
 ハ國俗よ出たりこれ十二支をとりてんがまの
 る先支とい入てない志すふいさうことなりある
 かりかの法師よき事としてよりなるハ十七二十
 二年之ハ十百の年忌などいひくたる成はむをり

ことなするに人たまたいでさそるげらるるぬる
 事也和名始曰十三季忌ハ國俗也とあり一元年
 釋書よとありとれどいつ比より始ることと詳也
 少納言信西が十三季忌を攝町中納言これを傳せん
 とや、然るに此傳言地味遍口をせざりしとく
 是佛家よ本説なきうにれを成べし佛也ハ十九日
 して止、後日本紀よ大寶三年二月癸卯この日太
 上天皇此七こゝありしとく、然るに由來之しき
 也、是れんん六中陰より後ハ佛家よはすハせぬ

りたり

○戒名院号の況

世俗か一^イ位^キ跡^キある人死すれば傍より戒名を付るふ
 某院殿と号す

と掲するは此況非かり傳國々西山公所作又
 昌寺律儀十七箇條曰以香火寺名爲創建檀主
 之號乃本朝中古之風而名卿鉅公之稱也然近
 世僧徒不論士庶謾授院號是大訛也向後堅禁
 之且夫院號之下安殿字乃叢林禪徒所傳謬而

甚無義理向後縱雖有官爵者有故稱院號亦不
 得安殿字は況んんんハ官位なき人ハ院号代
 付べしす院号ある人ハ院の字を添へる事
 ○先を祭るハ珍膳を用ひて
 世俗先祖を祭るハ美味珍膳を用ひ
 と拘するハ非なり故実のみ乃穂一夜酒を以て
 まはる器ハ土器を用ひ机ハ柳管を用ひ名柳
 此枝を紙捻ふとあみくろ物之春日乃由社ハ神
 乃黒木をなぐへ敷つる事あみて机ハ佐物を

拍子より古膳とハ手とハ器と葉盤と
 けハ是より成べしけまくり此伊勢交
 船夕此浄饌供物蒸飯水田盆浄地螺鬘斗
 飯ハ之拵也此是け飯ハ一炊さけ飯とありしに
 たる地なり法物ハ蒸して用ひ煮る事有爾
 村の土師の物忌他をもろ土器を用ひ浄箸拵を
 以てつる毎自友友ハ膳飯よといて高机の上
 供へる金ハ土金之鐵金を用ひ事ハ浄器を
 不用華美ハ器ナリ凡ハ殿瓦と忌詔石と忌

みくぐぬきを司ひのふ皆抑驕戒奢を世の質
 朴と志めしふ教なり伊勢まくのこころ天下
 百姓乃祖先此祭平生此奉養何を司りてま
 たりいさむさうんふれ鎌倉殿乃時餅蒸飯と盛
 朴を司ふま後ある人楮乃養を司ふ故九節
 葱長眉をいそめていそく世已は文華を起り
 知者といふ處一 大將軍台徳院江戸と清居
 城よ定めぬいし時 東照大権現於三日
 東よをいと惜みいし日乃地より成る

ふ十年おままで祇園舎乃空窓皆桐乃葉を布
 て敷と整ると是れ老人清くまるとは南東れ
 大室とらしひ桐乃葉れすハサ清く人なり
 初よ入るハめり中よせんや我國の學末有職
 款た三者備ふされハ奥義は到る難しとや
 ○肩衣袴の流
 母俗曰肩衣袴ハ初軍義徳らの時内野合戦正月元
 日よ起りたる辰中葉舎れ衣袴束の袖と裳とを
 きりてるは従也是より古例となる細川頼之のふお

かり

と按ずるは形も乃他といふは是より不ふ同一
 書曰武家用肩衣袴細川頼之製之是用神代之
 服為禮服抑後世之奢也肩衣袴皆無襷積有襷
 積始乎近代也觀信長公畫像猶無襷積古記曰
 秦元親於伏見邸奉招請秀吉公式臺結番士皆
 著三幅袴是也後世かれハ肩衣袴の製上古より
 一よ中世華美とせむびゆくもこれ乃ハ形も
 異して用らるる也

○志士乃武具金飾りを用は況

世俗刀をきし一の飾りよと下は金を用ふ

と按ずるは非之凡武を皆金銀に飾り用へるは
 一書曰陸奥後源將令士卒以美鎧賣於敵陳源
 平時下河邊庄司行平於長門主從賣鎧買舟無
 鎧亦可歟那須遠守家藏與一鎧在負籃内今世
 之疊具足而極質素八島所射箭一手内片手亦
 有之楠正成之鎧在千劍亦極質素以綿花糸綴
 屬之武況んんんべー鞍馬よ判官殿乃甲冑あを

是又金銀乃飾なり。若根は若家見世乃老刀わり
 皆名物乃重寶なるを。尚見世ふり。一と云ふと
 代れうさりと大よ。又かりか。一銀ハわり金ハすべて不用
 と衆士は金とひく。大小刀。成るるハ大なる。借といふ。屋
 一書曰。小柄筭古皆用木竹。用金鐵起乎中古
 云

○保侶乃況

世俗曰。かろハ候。樊吟ガ母の衣とる。どれり。又原栗坂
 橋の四家よ。はいて。又字者。りき。やう。る。といふ

と揚する。よ。非なり。母れ衣の況。西土の。一。ち。よ。出。り
 地よ。ち。を。毎。日。か。ん。乃。柄。付。ん。西。土。れ。此。よ。あ。り
 ず。を。書。れ。名。と。ば。こ。す。れ。ぬ。か。ろ。ハ。ぬ。く。ろ。れ。略。訓。也
 大。巳。者。金。袋。を。負。あ。ふ。縁。より。た。お。り。と。の。代。小。袋
 と。う。ハ。ざ。う。と。い。ふ。一。矢。や。ろ。り。出。る。名。也。と。そ。か。ろ
 此。用。よ。た。て。や。り。わ。ろ。を。巻。よ。上。る。事。以。る。職。此
 習。る。ま。う。と。う。や。文。字。ハ。三。代。實。録。よ。保。侶。と。う。け。を
 姓。よ。付。く。又。字。名。付。と。ハ。傳。令。此。況。なり
 ○異國乃書を引て非をそく況

俗言乃非其注解多く外國此書を引て發明す
 と按ずる非し不可以異國之道混説是垂加翁
 中子を示す際一乃箇條大いしめあふふなり
 と時津乃大い用けト然兼俱なりといふなり
 よふ及纂疏口訣なりといふ佛書を引て非すと
 ハ初合也といふ人これによいと名を只智仁勇を以
 て之を非變とて記中痛を以て中則を讀し中極
 乃乃ん天也中主と釋し土用を以て蛭兒を記す
 類乃理教切しして讀を明白なりなり讀者其非

と云く夫我非乃ハハ初最初乃乃一也
 他國此乃を以てハハ學を以てハハの事此正と
 と求べしり儒書を以てこれを釋せばたとひ其理
 は害なくとも儒教乃氣象を意味し入れて
 うとれまかならばさよるるうとかりん一は
 よながくへきおかりし上堯舜の父子湯武の君
 臣儒教此を以てハハの事此大いと思ふと不
 かり乃此根を以てハハの事一尤も若し
 たきものかり垂加翁儒書と云くや一と云く非

今明治二十年ヨリ正徳六年ヲ距ク百七十二年

のうらされし跡をてくまらるや半旬し傳きれ
まきなりお席セキををてお人れ話とやぶらぬし尤
ほとまぎきものなり

俗説贅辨三終

六角通御幸町西仁入町
正徳六年孟春望日

書林 茨城多左衛門刊

